

感染症による出席停止の取り扱いについて

下記の感染症と診断された場合は、すみやかに学校に御連絡ください。

新型コロナウイルス感染症の場合を除き、医師の登校再開許可が出てから治癒書を持参して登校してください。

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止の期間の基準は下表の通りです。

	病名	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症	治癒するまで
第二種	① インフルエンザ ② 百日咳 ③ 麻疹 ④ 流行性耳下腺炎 ⑤ 風しん ⑥ 水痘 ⑦ 咽頭結膜熱 ⑧ 結核 ⑨ 髄膜炎菌性髄膜炎	① 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで ② 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ③ 解熱した後3日を経過するまで ④ 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで ⑤ 発疹が消失するまで ⑥ すべての発疹が痂皮化するまで ⑦ 主要症状が消退した後2日を経過するまで ⑧ ⑨病状により学校医その他の医師等において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症*1	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

*1 その他の感染症：学校で通常みられないような重大な流行が起こった場合に、感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第三種の「その他の感染症」として緊急的に措置をとることができます。「その他の感染症」として出席停止の指示をするかどうかは、感染症の様態等を考慮の上で判断する必要があります。あらかじめ特定の疾患を定めてあるものではありません。御不明な点は学校にお問い合わせください。

【インフルエンザと診断された場合】

医師の指示のもとに、保護者の方が様式1「治癒証明書（インフルエンザ用）」を記入し、インフルエンザで受診したことがわかる書類（調剤情報提供文書など）のコピーを添付して提出してください。

【インフルエンザおよび新型コロナウイルス感染症以外の感染症と診断された場合】

医療機関に様式2「治癒証明書（インフルエンザ以外）」を記入していただき、提出してください。

【新型コロナウイルス感染拡大防止措置について】

感染状況に応じて出席停止の判断が変更していくこともありますが、現在のところ以下の場合には出席停止とします。

- ①医療機関で新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
 - ②（保健所からの指示で）感染者の濃厚接触となった場合
 - ③発熱や風邪症状（のどの痛み、咳、嘔吐、下痢）などがある場合
 - ④強い倦怠感や息苦しさがある場合
 - ⑤同居家族等が濃厚接触となった場合
 - ⑥新型コロナワクチン接種及び接種の副反応がある場合
- 上記の場合、学校に御連絡ください。